

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 4 月 19 日（金）第2899号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定の通知（森づくり推進課取扱い） 1
 ○保安林の指定施業要件の変更（2件）（森づくり推進課取扱い） 2
 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 2
 ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止（介護福祉課取扱い） 3
 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 3
 ○県営土地改良事業に係る換地処分（3件）（農地整備課取扱い） 3
 ○歳入の徴収事務の委託（管財課取扱い） 4
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）（始良・伊佐地域振興局取扱い） 4
- 公 告
- 平成25年度製菓衛生師試験公告（生活衛生課取扱い） 4
 ○開発行為に関する工事の完了公告（2件）（建築課取扱い） 6
 ○落札者等の公告（県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い） 6
- 公 安 委 員 会 公 告
- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 7

告 示

鹿児島県告示第477号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成25年 4 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
曾於市大隅町岩川字渡り2905番1，末吉町諏訪方字中原北8757番1，8757番2，財部町下財部字平原4831番1（次の図に示す部分に限る。），4847番1，4848番1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第478号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年4月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿屋市申良町有里字麓堀4898番2
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第479号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年4月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和28年5月2日鹿児島県告示（保指）第3号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第480号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年4月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
有限会社ヤマサキ電機産業	出水市今釜町800番地	有限会社ヤマサキ電機産業	出水市今釜町800番地	山崎 幸蔵	平成25年3月28日	福祉用具貸与
有限会社ヤマサキ電機産業	出水市今釜町800番地	有限会社ヤマサキ電機産業	出水市今釜町800番地	山崎 幸蔵	平成25年3月28日	特定福祉用具販売
デイサービスふれあい	始良市加治木町木田1394番4	有限会社ふれあい企画	霧島市隼人町小浜3070	後藤 博孝	平成25年3月31日	通所介護

鹿児島県告示第481号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年4月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
福祉相談センターにじ	南九州市颯娃町御領6538番地	特定非営利活動法人福祉相談センターにじ	南九州市颯娃町御領6538番地	上村 修	平成25年3月31日	居宅介護支援
南九州市社協川辺居宅介護支援事業所	南九州市川辺町平山6978番地	社会福祉法人南九州市社会福祉協議会	南九州市川辺町平山6978番地	田之脇 厚	平成25年3月31日	居宅介護支援

鹿児島県告示第482号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年4月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
有限会社ヤマサキ電機産業	出水市今釜町800番地	有限会社ヤマサキ電機産業	出水市今釜町800番地	山崎 幸蔵	平成25年3月28日	介護予防福祉用具貸与
有限会社ヤマサキ電機産業	出水市今釜町800番地	有限会社ヤマサキ電機産業	出水市今釜町800番地	山崎 幸蔵	平成25年3月28日	特定介護予防福祉用具販売

鹿児島県告示第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備湧水地区瀬久谷換地区の換地計画に係る換地処分を、平成25年3月25日に行った。

平成25年4月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第484号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備湧水地区長谷換地区の換地計画に係る換地処分を、平成25年3月25日に行った。

平成25年4月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第485号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備湧水地区木場田換地区の換地計画に係る換地処分を、平成25年3月25日に行った。

平成25年4月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第486号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成25年 4 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
鹿児島県財産に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第12号）別表に定める使用料
- 2 委託の相手方
鹿児島市新屋敷町26番地 8
株式会社ガードシステム鹿児島
- 3 委託期間
平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月 31 日まで

始良・伊佐地域振興局告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年 4 月 19 日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害福祉サービス事業所セルフあいら	始良市豊留9番地	社会福祉法人ほのぼの会	始良市豊留9番地	羽月 幹男	平成25年 4 月 1 日	生活介護

始良・伊佐地域振興局告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年 4 月 19 日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
グループホーム友楽	伊佐市大口曾木2099番地14	社会福祉法人ひまわり福祉会	伊佐市大口曾木885番地	富永 芳信	平成25年 4 月 1 日	短期入所 ・ 共同生活援助

公 告

平成25年度製菓衛生師試験公告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成25年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成25年 4 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 試験の日時
平成25年 6 月 24 日（月）午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 試験の場所
鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）
- 3 試験方法及び試験科目
試験は、次に掲げる科目について、筆記試験の方法により行う。ただし、職業能力開発促

進法（昭和44年法律第64号）の規定による1級又は2級の菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 食品衛生学
- (5) 栄養学
- (6) 製菓理論及び実技

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 昭和41年12月26日において現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの

5 試験手数料

9,700円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 4の(1)に該当する者にあつては、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業（修了）証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業（修了）証書の写し

ウ 4の(2)に該当する者にあつては、最終学校の卒業（修了）証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業（修了）証書の写し及び菓子製造業務従事証明書

エ 4の(3)に該当する者にあつては、菓子製造業務従事証明書

オ 試験科目の免除を願い出る者にあつては、提出書類等の提出先で原本照合を受けた菓子製造に係る1級又は2級の技能検定合格証書の写し

カ 現在の氏名と提出書類に記載された氏名が異なる者にあつては、戸籍抄本（出願前6月以内に交付されたもの）

キ 写真（出願前6月以内に撮影した無帽、正面上三分身の縦7センチメートル、横5センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(2) 提出書類等の提出先

受験希望者の住所地を管轄する県の各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「製菓衛生師試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(3) 試験手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。

なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。

7 提出書類等の受付期間

平成25年5月7日（火）から同月24日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成25年5月24日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書等の用紙の交付

受験願書及び菓子製造業務従事証明書の用紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、80円分の

切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 受験票の交付等

受験資格があると認められた者に対して郵送により受験票を交付するので、試験当日持参すること。

10 合格者の発表

合格者に対し、合格証書を郵送して行う。

なお、合格者の受験番号を鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示する。

11 その他

(1) 試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話099-286-2788）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 試験に関して不正の行為を発見したときは、その者について試験を停止し、又はその者の試験を無効とする。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年4月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿屋市川西町3742番5, 3742番6, 3742番7, 3743番1及び3744番1

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

株式会社コスモス薬品

代表取締役 宇野正晃

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年4月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南さつま市加世田唐仁原字岩崎5645番1の一部

2 公共施設の種類、位置及び区域

道路 南さつま市加世田唐仁原字岩崎5645番1の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

南さつま市加世田川畑2648番地

南さつま市土地開発公社

理事長 本坊輝雄

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年4月19日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

X線透視撮影装置 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課

鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013

3 落札者を決定した日

- 平成25年 2 月 19 日
- 4 落札者の氏名及び住所
東芝メディカルシステムズ株式会社鹿児島支店
鹿児島市山之口町 1 番 10 号
 - 5 落札金額
37,800,000円
 - 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年12月28日

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成25年 4 月 19 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
平成25年 7 月 22 日（月）から同月 26 日（金）まで（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）
 - (2) 追加取得講習
平成25年 7 月 25 日（木）及び同月 26 日（金）（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）
- 3 講習の実施場所
鹿児島県住宅供給公社ビル 3 階大会議室（鹿児島市新屋敷町16番）
- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかの条件に該当するもの
ア 最近 5 年間に 1 の警備業務の区分（以下「2号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する 1 級の検定（2号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する 2 級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの
エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する 1 級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した者
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する 2 級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの
 - (2) 追加取得講習

受講申込日において、2号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近5年間に2号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講定員

(1) 新規取得講習

25人（原則として、受付先着順とする。）

(2) 追加取得講習

5人（原則として、受付先着順とする。）

6 受講申込みの受付等

(1) 受付期間等

ア 期間

平成25年5月21日（火）から同月31日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼り付けたもの。以下「受講申込書」という。） 1通

イ 新規取得講習

(ア) 4の(1)のイに該当する者

a 2号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(イ) 4の(1)のウに該当する者

2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 4の(1)のオに該当する者

a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 4の(1)のオに該当する者

2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 4の(1)のオに該当する者

- a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 追加取得講習
- (ア) 4の(2)のアに該当する者
 - a 警備業務従事証明書 1通
 - b 履歴書 1通
 - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (イ) 4の(2)のイに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (ウ) 4の(2)のウに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (エ) 4の(2)のエに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (オ) 4の(2)のオに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(4) 申込方法

受講者本人による申込み（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼り付けて提出すること。

なお、受講申込書を受理した後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

7 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、2号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
- (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

8 問合せ先

本講習に関する問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099-206-0110内線3014・3018）又は一般社団法人鹿児島県警備業協会（電話099-224-4490）に行うこと。